

職員表彰規則

平成 28 年 11 月 9 日施行

(目的)

第 1 条 本協会の一般職に属する職員（以下「職員」という。）の表彰については、別に定めのあるものを除く外、この規則の定めるところによる。

(表彰の要件)

第 2 条 職員が、次の各号の一にあてはまるときは、これを表彰する。

- ① 業務上特に有益な発明考案または改良をしたとき
- ② 業務上危害を未然に防止しまたは変事に際して特別の功績があつたとき
- ③ 勤務成績が優良で勤続年数が 10 年、20 年および 30 年に達したとき
- ④ その他表彰することが適当であると認められるとき

(表彰の方法)

第 3 条 表彰は、次の各号に掲げるとおりとし、これを併せて行なうことができる。ただし、次各号に関して表彰に必要な事項は事務長が定める。

- ① 表彰状授与
- ② 褒賞金品授与

2 表彰事項は、表彰者名簿および職員履歴書に記載する。

(表彰の取消)

第 4 条 被表彰者が懲戒処分を受け、その他職員としての体面を汚すような行為をしたときは、表彰を取り消すことができる。

2 表彰の取消は、表彰状を返戻させ、表彰者名簿および職員履歴書から表彰事項を抹消する。

(被表彰者の死亡)

第 5 条 被表彰者が表彰日以前に死亡したときは、表彰物件は、その遺族に贈与する。

2 前項の遺族とは、被表彰者の配偶者、直系卑属、直系尊属、兄弟姉妹の順序により被表彰者の死亡当時同一世帯にある者をいう。

(年数の計算)

第 6 条 第 2 条第 3 号の勤続年数は、次の各号によって計算する。

- ① 1 月に満たない端数は、1 月とする。
- ② 本協会に合併された団体の職員で引き続き本協会に在籍した者のその団体における勤続年数は、通算することができる。

(再表彰)

第 7 条 既に表彰した者であっても、その後の功績その他により、更に表彰することができる。

(表彰の時期)

第8条 第2条第3号に該当する職員の表彰は、毎年10月1日現在の調査により10月に行なう。

2 第2条第1号、第2号および第4号に該当する職員の表彰は、その都度これを行なう。

(表彰等の審議)

第9条 職員の第2条各号の表彰要件該当の有無および第4条第1項の表彰取消の可否については、運営会議において審議する。

(表彰者の推薦)

第10条 所属長は、職員が第2条各号（第3号を除く。）の一に該当すると認めるときは、理由を詳記した書面をもって、総務部長に推薦することができる。

附 則

1 この規則の各条は、事務長が必要と認める場合において当分の間、特別職および臨時職の職員の表彰についても準用する。

2 この規則は、公布の日から施行する。